

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	146	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	08_消防・防災・安全		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

緊急通行車両等の確認標章の廃止及びデジタル管理への移行等

## 提案団体

川崎市、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市

## 制度の所管・関係府省庁

内閣府、警察庁、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

緊急通行車両等の確認標章を廃止し、登録した車両番号をデータベース化した上で、自動読み取り機等によりナンバープレートによる対象車両の確認を行うなど、デジタル技術を活用した確認手法の構築を求める。なお、その際には、災害によるネットワークの途絶を想定した運用についても併せて検討することを求める。また、地方自治体等で保有する車両について、リスト形式による一括での確認の申出や変更の届出を可能とし、車両ごとの個別申請を不要とするよう見直しを求める。さらに、自動車検査登録情報と連携させ、廃車情報や車両の登録状況等を把握できる仕組みを構築することにより、有効期限の更新手続を不要とするよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

### 【現行制度について】

災害時に交通規制が実施された道路を通行するためには、災害対策基本法施行規則に基づき、事前に警察署へ標章の交付を申請する必要があるが、標章の交付には、申請から発行まで一定の期間を要する。

### 【支障事例】

現状、申請から発行までには1か月弱程度を要しており、申請から発行前に災害が発生した場合や、発災後に急遽使用することとなった車両では、迅速な災害対応を行うことができない。そのために、他市町村への応援を含む、迅速な災害対応に支障が出る可能性がある。

また、車両ごとに警察窓口又はオンラインでの申請が必要であり、標章及び緊急通行車両確認証明書は警察窓口で受け取る必要があるため、新規申請に加え、標章の有効期限切れに伴う返却や再申請、平時における適切な管理など、地方自治体及び警察双方に事務負担が生じている。当市においては、約800台の申請済車両をリスト化して管理しているが、申請は車両ごとに個別に行う必要があるため、申請書類と車両リストを別々に作成するなど、非効率な事務が生じている。

さらに、標章は検問所での目視確認を行うため捏造や使い回しのリスクがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

緊急通行車両等の確認標章を廃止することにより、緊急通行車両として使用可能となるまでの期間が短縮され、迅速な災害対応につながる。また、標章の交付というアナログ事務が見直されることにより、行政事務のデジタル化が推進され、標章の管理や申請時における地方自治体及び警察署の事務負担やコストの軽減につながる。さらに、検問所での確認時間の短縮や、標章の捏造、使い回しの防止にも寄与する。

## 根拠法令等

災害対策基本法第 76 条第 1 項、災害対策基本法施行令第 33 条、災害対策基本法施行規則第 6 条～第 6 条の 5 及び別記様式第 3～7、大規模地震対策特別措置法第 21 条第 1 項、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 2 条第 3 項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、岐阜市、豊橋市、高松市、今治市

○災害時における事務手続の簡素化（効率化）が図られる。  
○緊急通行車両等の確認標章が廃止され、デジタル化された場合、当市でも同様なメリットが享受できるものと考えられる。その場合は、被災地等の現場における緊急通行車両の確認手法までを含めた検討も必要であると考える。

## 各府省庁からの第 1 次回答

大規模災害発生時においては、必要に応じて、災害対策基本法第 76 条第 1 項等の規定に基づき道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。この措置の実効性を担保するため、各都道府県警察においては、その指定後直ちに、必要な場所に検問所を設け、緊急通行車両確認に係る標章等により車両の選別を行うこととしているほか、必要に応じて、各検問所等においても緊急通行車両であることの確認を直ちに行い、災害応急対策に従事している車両の必要かつ十分な通行を確保し、災害応急対策の万全を期すこととしている。なお、令和 5 年の災害対策基本法施行令等の改正により、緊急通行車両であることの確認は災害発生前においても行うことができることとされたところである。

御指摘の趣旨は、主として申請の利便性の向上にあると考えられるが、御指摘のような自治体等が保有している車両について、事前に一括して確認を受けようとする場合のように、同一の申出者から同一機会に複数台分の申出があった場合で、番号標に表示されている番号のみが異なり、その他の申出書に記載されている内容が同一であるときは、申出書の「番号標に表示されている番号」欄に複数台分の番号を記載（別紙での対応も可能）して申出書を 1 通とすることができることとしており、また、その際、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類及び災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを確かめるに足る書類について、重複する内容のものは 1 通で足りることとし、全体として一式の書類により複数台の申出を行うことができることとしていることから（「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の改正について（通達）」（令和 7 年 12 月 8 日付け警察庁丁規発第 208 号））、そうした制度も活用いただきたい。他方で、災害発生時においては、必要な通信環境が必ずしも確保できない中で、状況に応じて緊急通行車両の追加確認を行うなど、迅速かつ柔軟な対応が求められるところ、所要の資機材の整備を含め、現時点においては、デジタル技術の活用により直ちにそうした対応をより効率的かつ確実に実施可能な仕組みは承知しておらず、直ちにそうした仕組みを構築することは困難であるが、引き続き、技術的動向は注視していきたい。また、自動車登録ファイルの記載事項により車両の所有者等の情報が把握できたとしても、それが直ちに災害応急対策に従事することを担保するものではないため、そうした情報との連携をもって再度の確認を不要とすることは困難である。

なお、緊急通行車両であることの確認について、災害発生前に事前に申請する場合の標準処理期間は、30 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定めることとしているものの、災害発生後は 1 日としており（「災害対策基本法施行令等の一部を改正する政令」及び「災害対策基本法施行規則等の一部を改正する内閣府令」の施行に伴う緊急通行車両等の確認等のモデル審査基準の制定について（通達）」（令和 5 年 7 月 20 日付け警察庁丁規発第 109 号））、前述したとおり、各検問所等で確認することも含めて、災害発生後は、設定された標準処理期間にかかわらず、可能な限り迅速な対応を期すこととしている。また、緊急通行車両確認標章については、過去の災害時の経験を踏まえ、車両番号の記載やホログラム措置を講じており、偽造防止対策を実施しているところである。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	196	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

## 提案事項(事項名)

道路上のアーケード設置に係る手続の簡素化

## 提案団体

半田市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省、国土交通省

## 求める措置の具体的内容

駅前広場にアーケード等を設置する場合、道路内での建築行為は建築基準法第44条により制限されており、用途によって異なる手続が求められている。公共交通機関用の施設については県の建築審査会への付議が必要であり、一般車両の送迎用施設については県のアーケード等連絡会議への諮問が必要となるなど、同じ駅前広場内の整備であるにもかかわらず、用途の違いによって別個の複雑な手続を要している。このことが駅前整備の円滑な推進の支障となっているため、アーケードの構造、安全性、通行機能等について、既存の技術基準や審査により安全性が確認できることを前提とするもの。同様の構造・仕様であっても、公共交通用と一般送迎用という用途の違いのみで手続が大きく異なるため、【安全性が同等である場合は同一の手続とするなど、簡素化できる制度とするなど】用途の違いによる手続の差異を見直し、市町村の判断で一体的かつ簡素に処理できる制度への改正を求める。

## 具体的な支障事例

市内企業から、駅利用者の利便性向上を目的として、駅前広場への一般車両用アーケードの寄贈について相談があった。公共交通機関用施設であれば、建築基準法第44条第2項に基づき県の建築審査会への付議で足りる一方、一般車両用施設の場合は同条に基づき県のアーケード等連絡会議(年1~2回開催)への諮問が必要となる。このため、同一の駅前広場整備であるにもかかわらず、用途の違いによって手続が複雑化し、準備に長期間を要する見込みとなった。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一般の人からみると、公共用か、一般用か等関係がないのに、なぜ手続が複雑になるのか。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

提案が実現することにより、駅前広場におけるアーケード設置に関する手続が簡素化されることで、駅利用者の円滑な移動が可能となり、雨天時等における利便性が向上する。また、用途の違いによって生じている複数の協議・審査手続が整理されることで、地方公共団体の事務負担が軽減され、駅前整備をより迅速かつ効率的に進めることが可能となる。さらに、民間企業からの寄附や協力を活用した公共空間整備が進みやすくなり、駅周辺の利便性向上やにぎわい創出にも寄与することが期待される。

## 根拠法令等

建築基準法第 44 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

稲沢市

—

各府省庁からの第 1 次回答

求める措置の具体的内容のなかで「一般車両の送迎用施設については県のアーケード等連絡会議への諮問が必要となる」とあるが、建築基準法令において連絡会議を設置することおよび諮問をすることを求めている。昭和 30 年 2 月 1 日付「アーケードの取扱いについて」の通達の中で求められている「道路管理者、建築主事、警察署長及び消防長又は消防署長からなる連絡協議会」を指しているものと思料するが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行により、当該通達は、現在技術的助言として位置づけられている。

提案の「道路上のアーケード設置に係る手続の簡素化」に係るアーケード等連絡会議については、自治体の判断によって、設置および諮問しないことも可能である。

（参考）平成 13 年 2 月 19 日国住総第 15 号「地方分権に伴う住宅・建築行政に関する通達の取扱いについて」

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	303	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの更新時にマイナ免許証の読み取り情報を公的な本人確認書類として受理できるようにすること

## 提案団体

由布市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード自体の有効期限が切れた場合や電子証明書の有効期限が切れた場合でも、マイナ免許証を専用アプリ等で読み取った「有効な免許情報」を、マイナンバーカードの更新時に公的な本人確認書類として受理できるよう、運用の共通化を検討いただきたい。(現在、マイナポータルや読み取りアプリで表示される免許情報は、あくまで「情報の閲覧」に留まり、窓口での本人確認書類として利用可能か明文化されていない状態)

## 具体的な支障事例

マイナ免許証・マイナ保険証への一本化を進めた結果、住民が保持する物理的な身分証がマイナンバーカードのみとなるケースが想定される。この状況下でカード自体が有効期限切れで失効した場合、カードの更新を行う際には、カードの更新に必要な「本人確認書類」そのものが存在しないという状態が今後発生する恐れがある。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

仮に、マイナンバーカード本体の有効期限が切れていた場合や電子証明書の有効期限が切れた場合でも、免許証の有効期限が切れていなければ、専用アプリで読み取った結果(顔写真含む)を本人確認書類として受理できるため、本人確認に要する時間と労力が削減され、住民サービスの向上、窓口業務の効率化につながる。

## 根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第10項、道路交通法第95条の2第9項、個人番号カードの交付等に関する事務処理要領

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、白河市、銚子市、川崎市、相模原市、厚木市、新潟市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、姫路市、安来市、東広島市、高松市、新居浜市、熊本市、都城市

○アプリで読み取ったマイナ免許証が本人確認に必要な情報を全て網羅されていることが前提になるが、公的な本人確認書類が減少しているため、マイナ免許証も本人確認書類として利用できることにより申請者の利便性向上が図られると考える。

○マイナ免許証を選択したことで住民が保持する物理的な身分証が減ったことを考慮し、カードの更新時にマイナ免許証の読み取り情報を公的な本人確認書類として受理できるよう運用の共通化を検討していただきたい。

#### 各府省庁からの第1次回答

マイナンバーカードの更新の際には、旧マイナンバーカードの提示及び暗証番号入力等の措置を取ることで、当該カード1枚にのみによる本人確認が可能となっており、また昨年度7月には、旧カードの有効期限が切れてしまった場合でも、当該カードの有効期限の満了の日から6月以内であれば、当該カードを本人確認書類として認める運用とするよう、事務処理要領の改訂を行ったところです。こうした対応により、カードの更新時に免許証の情報を本人確認として使用しなければならないケースは、極めて限定的になっていると考えております。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	327	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカードの更新に係るオンライン申請の運用改善

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード(以下「カード」という。)の更新に係るオンライン申請において、マイナ免許証の保有者にのみ申請情報登録時のマイナ免許証の継続利用に係る選択画面を表示させるよう、申請書 ID へのマイナ免許証の保有情報の紐づけ及びシステム改修を求める。

## 具体的な支障事例

カードの更新に当たっては、市町村窓口での対面による申請のほか、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)のウェブサイトからオンラインで申請を行うことが可能となっている。

オンライン申請においては、申請情報登録時に電子証明書の発行希望の有無などとあわせて、マイナ免許証の継続利用の選択画面が表示される仕様となっているが、同免許証の保有の有無にかかわらず表示されることから、申請者がマイナ免許の新規発行と誤認して継続利用を選択する事例が多く発生している。

その結果、機構から当市に申請者の新たなカードが届いた際には、マイナ免許証の継続利用の処理できなかった扱いとなり、免許情報が記録されないため当市窓口での新たなカードの交付時に本来は必要ない警察署でのマイナ免許証の継続利用の手続を別途行うよう誤って案内してしまい、申請者からの苦情につながるといった支障が生じている。

このような事態を防ぐため、継続利用の処理ができなかった場合は、当市窓口でマイナ免許証の保有状況を申請者本人に都度確認するよう努めているものの、申請者自身が保有するカードの状況や登載機能を正しく把握していないことも多くあることから、上記のような支障を根絶するには至っておらず、窓口職員にも申請者に都度確認する事務負担が生じる状況となっている。

このため、例えば、カードの更新時に個人単位で付与される申請書 ID にマイナ免許証の保有情報を紐づけ、同免許証の保有者にのみ継続利用の選択画面を表示させるようシステム改修を行うことで支障の解決につながることを考える。

なお、別の方法として、市町村が統合システム等で申請者のマイナ免許証の保有状況等の情報を確認できるようにすることが考えられるが、市町村にマイナ免許証に係る新たな事務が生じるとともに、前述の申請情報登録時の誤認申請も依然として無くならないことから適切ではないと考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

マイナ免許証を保有していない方に誤った案内を行うことを防ぐことができるとともに、窓口でマイナ免許証の保有状況を都度確認する職員の事務負担も軽減される。

## 根拠法令等

マイナンバーカードオンライン申請手順（機構ホームページ）

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、さいたま市、川口市、松戸市、富士宮市、豊橋市、小牧市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市

○マイナ免許証を保有していない人の継続申請や、この申請方法により申請することで新たにマイナ免許証にすることができる人と認識している人が大半を占めており、交付時の説明等に苦勞している。代理交付の場合には、代理人へ聞き取りをしても本人ではないので適切な案内に至らないこともある。過去にはマイナンバー窓口の繁忙期等においては、カード交付時は口頭による説明をチラシの配付に変えるなど時間を短縮せよとの通知もなされたが、本件に関しては十分な聞き取りなしに案内ができない。間違った案内や、本人の理解が不十分であった場合、場合によってはマイナ免許証になったつもりのみを所持したまま自動車を運転し免許不携帯となってしまうケースも想像でき、わかりやすく間違いにくい内容への変更は急務である。

○申請書 ID への保有情報が確実に即時で紐づけできることが前提となるが、申請者の利便性向上及び職員の事務負担も軽減されると考える。

○免許証一体化された方のオンライン更新手続きの操作がわかりにくい。窓口でも操作を説明してほしいなどの要望がある。窓口では対応しかねるとお断りしている。改善を求める。

○マイナンバーカード更新時のオンライン申請画面を改修することで、申請者の混乱軽減が期待でき、窓口においても本来不要な手続きの案内や説明が減少することから、マイナ免許証保有者にのみ継続利用選択画面を表示する仕様への見直しを検討いただきたい。

## 各府省庁からの第1次回答

既に免許情報記録個人番号カードを保有している方が個人番号カードを更新する際、新たに発行される個人番号カードに免許情報を引き継ぐいわゆる「マイナ免許証等継続利用」の手続については、免許情報記録個人番号カードを保有していない方が当該手続を誤って行うことがないよう、令和7年9月から12月にかけて個人番号カードオンライン申請サイトの画面表示の見直しを行い、これによりマイナ免許証を保有していない者によるマイナ免許証等継続利用の手続件数は大幅に減少したところ、引き続き申請状況を注視する。

# 令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

警察庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	328	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	11_総務		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

## 提案事項(事項名)

マイナンバーカード更新時のマイナ免許証のオンライン申請対象者の拡大

## 提案団体

指定都市市長会、広島市

## 制度の所管・関係府省庁

警察庁、総務省

## 求める措置の具体的内容

マイナンバーカード(以下「カード」という。)更新時のマイナ免許証の継続利用に係るオンライン申請の対象者について、市町村、地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)のミスによりカードが失効した場合のほか、天災その他本人の責によらない事由でカードが失効した場合なども対象とするよう見直しを求める。

## 具体的な支障事例

現在、カード更新時に、機構のウェブサイトからマイナ免許証の継続利用についてオンラインで申請を行うことが可能となっているが、その対象者は、①カードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となったこと、②カードの券面の追記欄が満欄となった者に限定されている。

カードについては、上記の他に、市町村・機構側の端末操作誤り等によって失効してしまう場合、所有者の責がない場合におけるICチップの読み取り不良の場合、カードの印字面が薄い等により、マイナ保険証として使用できない場合に再交付する事例があり、これらの事例はマイナンバーカード事務費補助金の対象として無料で再交付を行うことが可能とされている。当該カードにマイナ免許証が登録されていた場合、カードについては自身の責によらないため、無料で申請できるが、マイナ免許証のオンライン申請の対象ではないことから、申請時に継続利用ができず、新しいカードを受領した後に、警察もしくは免許センターに出向き、再度マイナ免許証の登録をする必要がある。そのため、制度開始以降、別途手続きをする必要があることに対する苦情が多く発生している。

このため、これらの場合についてもマイナ免許証の継続利用に係るオンライン申請の対象者に含めることにより、所有者、市町村職員双方の事務負担の軽減となり、支障の解決につながると考える。

## 地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

カードについて、所有者自身に責のない失効であるにもかかわらず、マイナ免許証について別途警察、免許センターへ出向く必要があることから、苦情となっている。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

再交付の案内時にオンラインによる申請を案内できることから、所有者の事務負担の軽減につながるとともに、窓口で再交付の手続きをする職員の事務負担も軽減される。

## 根拠法令等

道路交通法施行規則第 21 条の 16 の 2、第 30 条の 17 の 2、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令について(通達)、マイナンバーカード交付事務費補助金交付要綱

#### 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、さいたま市、川口市、銚子市、富士宮市、豊橋市、豊中市、姫路市、安来市、高松市、新居浜市、久留米市、佐世保市、都城市

○所有者本人の責がない場合の要件定義が必要になるが、申請者の不利益にならないよう見直しが必要と考える。

○カード処理中に国のサーバーがダウンしたことによりカード破損となった例、窓口従事者の操作ミスにより運用中のカードを廃止とした例など、本人に責が無い例での引継ぎができないこと、及び再記録が必要になる点で理解いただけない。免許センターまでの交通費等の賠償を求められた例もあり、対象者の拡大は利用者、自治体、警察それぞれにメリットがある。

○マイナンバーカード自体は本人の責によらない理由により再交付する事例については無料再交付となるものの、マイナ免許証の継続利用オンライン申請は対象外となっており、当該カード受領後に改めて警察署等で再登録手続きを行う必要がある。窓口においても追加説明等の負担が増加するため、再交付時に継続利用を完結可能とするよう制度及び運用の見直しを検討いただきたい。

#### 各府省庁からの第 1 次回答

免許情報記録個人番号カードを保有している方に係る個人番号カードが新たに作成された場合において、当該カードについて IC チップの読み取り不良等の初期不良が生じていたために個人番号カードの再交付を受けるときには「マイナ免許証等継続利用」の対象とするなど、改善方法について検討を行う。